

首都大学東京 法科大学院
平成22年度 2年履修課程

憲法・民法・刑法 試験問題
(平成21年12月13日実施)

試験時間 午前10時30分～午後1時30分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、①大学入試センターが実施した平成21年度適性試験受験票又は日弁連法務研究財団が実施した2009年度法科大学院統一適性試験受験票及び、②本学受験票を置いて下さい。

机上には、上記受験票、筆記用具、時計、眼鏡以外の物を置くことはできません。

- (2) 筆記用具は、黒インクのボールペン又は万年筆に限ります。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。消しゴムで消すことのできるインクや2色（あるいは複数色）のボールペン等の使用は禁止します。

なお、マーカー、修正液、定規の使用も認めません。

- (3) 携帯電話は身につけず、必ず電源を切って、鞆の中などにしまして下さい。
携帯電話を時計として用いることはできません。
- (4) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (5) この問題冊子は表紙を含めて4頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。

- (6) 答案用紙の所定欄に、受験番号、氏名を必ず記入して下さい。

なお、所定欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。

- (7) 答案用紙は、各科目1枚（両面記載）のみ配布しますので、汚損しないよう注意して下さい。

- (8) 「法科大学院試験六法」は各試験時間終了時に回収しますので、書き込んだり、頁を折り曲げるなどして汚損しないで下さい。汚損行為は不正行為とみなします。

- (9) 試験室では監督員の指示に従って下さい。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。

- (10) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。

なお、他の受験生の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験室からの退出を命ずることがあります。

憲法 問題

労働組合Yは、A市市議会議員選挙に、組合員の中から組合の定めた基準に合致した者を統一候補者として推薦し、支援することになっている。Yの組合員Xは、この統一候補者になりたいと希望していたところ、A市市議会議員の任期中に定年になり組合員の資格を失うためその推薦基準を満たさないとして、推薦されなかった。Yは別の組合員を統一候補者に決定した。一方、Xは独自にA市市議会議員選挙に立候補するとしているので、Yの幹部らは票が割れることを懸念して、Xに立候補を断念するように説得した。しかし、Xはこれを聞き入れず立候補したので、Yは組合同約の定めに従ってXの組合員としての権利を1か月間停止する処分を行った。Xはこれを不服として、同処分の無効などを求めて民事訴訟を提起した。

この事例における憲法上の問題を論ぜよ。

民法 問題

Xは、知人のYから中古自動車甲を150万円買って引渡しを受け、以後甲を通勤等に利用していた。なお、この甲は、Yが自動車販売会社Zから所有権留保付きで割賦購入したものであったが、Xはそのことを知らされず、Yから、名義書換えは保険の関係でしばらくこのままにしておいた方がよいと言われたため、Xもそうかと思って名義書換えの手続は求めないでいた。その後、1年余り過ぎたころ、執行官がX方を訪れ、Xに対して、甲について執行官保管の仮処分命令が出ているので甲を引き渡すようにと求めた。執行官と一緒に来たZ社の担当者の説明によると、Xが甲を買って3か月ほど経ったころ（今から9か月前ころ）、YはZ社への割賦金の支払をしなくなったため、Z社は今から6か月前にYとの間の甲の割賦販売契約を解除し、その後甲の引渡請求権を保全するために裁判所に仮処分命令の申請をして仮処分命令を得たとのことであった。Xは、Z社の担当者からY・Z間の売買契約書などの関係書類を見せられたため、初めて甲がYの所有に属しないものであったことを知り、甲を執行官に引き渡した。

この事情の下において、以下の問いに答えよ。

(1) 仮にZがXに対し、Yとの契約を解除してからXより甲の引渡しを受けるまでの6か月間の甲の使用料相当額を不当利得として請求した場合、Xは、このZの請求を拒むことができるか。

(2) 甲を執行官に引き渡したXは、Yとの契約を解除して、売買代金150万円と支払った時からの利息を返してもらいたいと考えている。

① このXの請求は認められるか。

② Xの代金返還請求に対して、仮にYが、それならXはXが甲を使用した期間に相当する甲の使用料相当額をYに支払うべきであると主張したとすると、このYの主張は認められるか。

刑法 問題

甲と乙は、Aが自宅内に大金を隠しているという噂を聞きつけ、Aの留守を見計らって、A宅に侵入してこれを盗む相談をした。さらに、万一、Aや家族に見つかった場合には、脅して逃げようと話し合い、その際に使うつもりで、甲がナイフを持っていくこととした。翌日、甲はA宅に電話をかけ、誰も出ないことを確認した上で、乙と共にA宅に向かった。甲・乙両名は、まず、乙がA宅の中に入り、甲は外で見張りをする事とし、乙が金を見つけたところで甲を呼ぶという計画を立て、乙がA宅の裏口から家の中に入った。ところが、乙が侵入して10分ほど経った頃、甲は、Aが自宅に向かって歩いてくるのを見つけたため、侵入した乙に携帯電話で連絡し、「Aが帰ってきた。危ないから逃げろ。」と伝えた。乙は、「分かったが、金が見つかったので持てるだけ持って行きたい。見張りは続けてくれ。」と返事をした。しかし、甲はこのままでは自分もAに見つかってしまうと思い、乙に「とにかく逃げろ。俺は先に逃げる。」と伝え、ナイフを持ったまま逃走した。乙は、甲が逃走したことは分かったが、金を置いたまま逃げる気になれず、持てるだけの金を持って、裏口から逃げようとした。自宅に戻ったAは、乙が慌てて裏口から逃げ出したところと鉢合わせしたため、乙に対し、「何をしている。」と怒鳴りながら乙に掴みかかろうとした。乙はAから逃げるためにAに体当たりし、Aを転倒させて逃走した。Aは転倒により、腰部に加療2週間を要する傷害を負った。

甲及び乙の罪責について論ぜよ。